
COMMENT

文 京 洙（立命館大学）

個と共同性の調和や統一という命題は、経済理論に限らず、社会科学上の永遠のテーマといえるかもしれない。とりわけ、グローバル化時代の問答無用の市場の論理によって人々の共同性がとことん解体されつつ今日、新しいレベルでの共同体的価値や倫理の復権が切実に求められている。

朴天翼氏の新しい「東アジア経済モデル」の探求もそうした時代に要請に応える極めて意欲的でタイムリーな試みであるといえる。朴氏は、一言で「クローニー・キャピタリズム」として表現される従来の東アジア・モデルについての批判を充分に踏まえながら、なおかつ、人間の尊厳、物質に対する精神の優位、そして共同体的な倫理として特徴づけられる、東アジアの伝統的規範と、競争や合理性に基づく市場経済との調和や適応を求めている。言い換えれば、市場経済をそれとして尊重しつつ、行過ぎた競争がもたらす社会的な病理や欠陥を補う方途をそうした規範のなかに見出

しているわけである。

朴氏の報告は、相対的に閉鎖的国民経済を前提に80年代に定式化された「東アジア・モデル」とは次元の異なる、いわばグローバル化時代の「東アジア・モデル」の模索として注目される。以下、建設的な論議に向けて二つの論点を提起しコメントに代えたい。まず、規範や人間の尊厳が強調されているが、人権や民主主義といった市民的な価値が新たなモデルに以下に位置づけられるか明確ではない。この点は従来の「東アジア・モデル」が軽視して来た点だけに新しいモデル形成には欠かせない論点であろう。さらに、そうした規範を具体化する主体やダイナミズムについての論理展開が見られない。それは、旧「東アジア・モデル」同様、やはり国家なのか、それとも市民社会に内在するダイナミズムなのか。この点も論理の「新しさ」を支える重要な論点ではなかろうか。

盧武鉉政権の労働政策と労使関係の地殻変動

金 元 重（千葉商科大学）

〈参与政治〉を掲げてスタートした韓国の盧武鉉政権は、労働政策の面でも新たに〈社会統合的労使関係〉政策を打ち出して、年初以来、かつてない「親労働組合的」といわれる一連の労働政策を開拓してきた。これは労使間の力の均衡を土台にして社会統合的な労使関係の構築を目指そうとしたものといえるが、そのために従来制約の多かった労組の団体行動権に対する制限を大幅に解いて労働組合の政策要求と行動を活性化させた。こ

れは労働組合側からすれば、前政権のもとでのいわゆる「新自由主義的労働政策」による抑圧と使用者側の優位の労使関係に挑戦する絶好の機会となつた。前政権までは対政府闘争に重点をおいた民主労総も盧武鉉政権とは対話のチャンネルを構築する一方、個別の政策要求や労使紛争については、ストライキ攻勢をかけつつ政府の介入を利用した形での解決を実現してきた。一方、経営界は新政権の「親労組」的性向に危惧を抱きつつ6月

以降、賃金団体協約交渉で労組側の要求を大幅に呑まざるを得ない展開となっている。

こうした盧武鉉政権の労働政策の基調は、斗山重工業労働者の焼身自殺を発端とする労使紛争や鉄道スト、貨物連帯ストなどへ対応の過程によく現われているし、公務員労組の合法化など諸般の労働行政の変化にも見て取れる。

しかし、労使紛争による経済沈滞・国際競争力低下を憂える経営界やマスコミの批判が高まるなかで、盧武鉉政権の労働政策は労働側のストライキ攻勢を抑制できず、「対話と妥協」から「対話と法（原則）」へとスタンスを移しつつあるよう見える。はたして盧武鉉政権の新たな労使関係政策は、従来の労使関係改善政策の躊躇の石となつた「経済の論理」の前にまたしても後退を余儀なくされるのであろうか。

しかし、こうした糸余曲折と模索が続くながで、中長期的には、韓国新たな労使関係構築の可能性をうかがわせるきわめて注目すべき動きも出ていている。それは従来企業別で行われてきた団体交渉

の構造が、長年の労働組合側の強い要求によって、金属産業など一部産業で産業別団体交渉への転換が試みられ始めたことである。これまでの韓国における企業別団体交渉では、分配をめぐる機能しか果たして来なかつたか、今年から形を取り始めた産業別団体交渉制度が多くの産業で確立されうまく機能するようになれば、単に分配面だけでなく安定的で生産的な協力システムを構築することで新政権の掲げる〈社会統合的労使関係〉を実現し、産業の競争力問題にも新たな次元での対応が可能になると思われる。

しかし、産業別団体交渉がさまざまな社会的機能をもち、それが与える影響が大きいだけに、企業別団体交渉の慣行から産業別団体交渉制度への転換を図るということは大きな困難も予想される。

本報告では、以上の観点から盧武鉉政権の〈社会統合的労使関係〉政策が持つ意味とそれに対する労使の対応、そして最近の産業別団体交渉の背景・現状と課題を考察したい。

COMMENT

尹 明憲（北九州市立大学）

のように、報告は新聞報道でも断片的に伝えられる目まぐるしい韓国の労使関係の動きについて精力的に資料を収集した上で整理し、その意義も明らかにするものであり、今後注目すべき分野の研究である。

今後論点を深めていくために、私が会場でコメントしたのは次の3点である。第1に、報告では現政権のこの分野の政策課題として「社会統合的労使関係構築」という点が強調されていたが、それが意味するところが何かを踏み込んで論じてもらいたい。いわゆる「労使協調」なのか、それとも労使とも産業別などより大きな社会的単位に統合されて対峙する関係が展開されるということなのか。第2に、労使関係の変容から見て、現在の

この報告では、韓国で現在進行している盧武鉉政権下での労働政策とそれに伴う「地殻変動」と形容されるほどの労使関係の変容について論じられている。報告の前半では、就任以来盧武鉉政権が取ってきた労使関係政策について選挙公約や国政ビジョン、各種報告書の内容と人事について述べられ、具体的な労使紛争への対応としていくつかの事例が示された。特に、労働部でごく最近発表された「労使関係先進化ロードマップ」（9月4日）という文書に論及された。後半では韓国労使関係の構造的変容について、労使政委員会の強化と拡大、大企業労組・正規職中心型組織の行き詰まり、産業別労組体制への移行、その他計5項目について紹介され、その意義が論じられた。こ

韓国産業システムは、フォーディズムが維持されている局面と見るか、ポスト・フォーディズムに移行しつつある局面とみるか明らかにしてもらいたい。第3に、現在韓国ではサムスン・グループ

が最も競争力を保持していると見て差し支えないだろうが、サムスンでは労組が存在しない。その点はどのように捉えるのか。以上の点で、今後さらに論点が深められることが期待される。

南北交流協力に関する韓国の法制度 — 政府の行為に対する法的規制 —

三 村 光 弘（環日本海経済研究所）

本報告は、（1）これまでの大韓民国（以下、韓国）の南北交流協力の経緯を概観し、（2）現在の南北交流協力に関する法制度の内容の紹介・検討し、（3）『南北関係発展基本法』案等、新規立法や現行法の改正についての議論について検討し、（4）今後の南北交流協力に対する法的規制の方向性について韓国内の議論を参考にしつつ検討することにある。

南北交流協力は、1988年7月の韓国の盧泰愚大統領（当時）による『民族自尊と統一繁栄のための特別宣言』を契機に開始され、南北間では、香港などを経由した間接貿易が始まり、1989年1月には当時韓国最大の財閥であった現代グループの創始者、鄭周永氏が訪朝するなど、経済人の交流も行われるようになった。

1990年8月には『南北交流協力に関する法律』と『南北協力基金法』が制定され、民間による南北経済交流が制度化された。1991年12月13日の『南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書』では、南北間の合意として、「資源の共同開発、民族内部交流としての物資交流、合作投資など経済交流と協力」や「科学、技術、教育、文学、芸術、保健、体育、環境と新聞・ラジオ・テレビおよび出版物をはじめ出版・報道などさまざまな分野で交流と協力」の実施を規定している。

1998年2月に誕生した金大中政権は、対北政策において「太陽政策」を実行し、民間経済交流だけではなく、韓国政府の政策として、朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国とする）に対する関与政策をとった。

2000年6月15日の南北共同宣言は南北の関係を「国の統一問題を、その主人であるわが民族同士が、互いに力を合わせて自主的に解決する」主体とへと変化させ、南北は「経済協力を通じて、民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境など、諸般の分野の交流を活性化させ、互いの信頼を固めていく」関係となった。

その後3年余りの間に南北閣僚級会議が合計11回開催された。その他、経済協力、道路・鉄道連結など各種の実務接触も数多く行われた。南北交流協力における政府の役割が大きくなっているのが金大中政権以降、特に南北共同宣言後の特徴である。

現在の南北交流協力を規定する法としては、憲法（前文、第3条の領土条項、第4条の平和統一条項）、国家保安法、南北交流及び協力に関する法律、南北協力基金法があげられる。現行法では、南北交流協力における政府の行為や、南北間での合意の法的効力について規定が行われておらず、増大する南北間の経済交流、人的交流、情報交流